

## 土佐清水市農地利用最適化推進委員募集要項

農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、土佐清水市は、以下のとおり、農地利用最適化推進委員を募集します。

### 1 募集人数 8人(各区域1名)

募集については、担当区域毎の募集となります。

通し番号	区域名称	区域の範囲	定数
1	下ノ加江地区	布郷、布浦、東谷、立石、下浦、船場	1人
2		小方、市野々、市野瀬、大八、長野、大川内、久百々、鍵掛	1人
3	清水地区	加久見、横道、養老、松崎、緑ヶ丘、市街地全域、大浜、中浜、浦	1人
4		大岐、以布利、窪津、津呂・大谷、足摺岬、松尾	1人
5	三崎地区	平ノ段、竜串、爪白、下ノ段、三崎浦	1人
6		斧積、上野、下益野、浜益野	1人
7	下川口地区	貝ノ川郷、貝ノ川浦、大津、鳥淵、鉾ノ平、藤ノ川、下川口郷、	1人
8		宗呂上、宗呂下、珠々玉、有永、木ノ川、坂井	1人

### 2 任 期 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで（3年間）

### 3 身 分 土佐清水市特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

#### (1) 農地の利用の最適化の推進業務

- ・地域計画の策定に向けた推進活動
- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進
- ・農業委員および農地中間管理機構と連携し、農地の出し手、受け手の掘り起こし活動および集積・集約
- ・耕作放棄地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや農地所有者への働きかけ

#### (2) 農地法等に基づく業務

- ・現地における調査や毎月開催の農業委員会総会での意見報告等。

### 5 委員報酬

土佐清水市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例に基づき、報酬及び費用弁償を支給します。

委員	月額 18,000円
----	------------

※上記報酬に加え、農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で規則で定めた額（活動時間等に応じて変動）を支給します。

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて郵送または持参により、土佐清水市農業委員会事務局へ提出してください。

なお、提出いただいた書類につきましては、返却できませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

- |   |                           |       |
|---|---------------------------|-------|
| ア | 農業者等の個人が推薦する場合（2名の推薦者が必要） | 様式第1号 |
| イ | 法人又は団体が推薦する場合             | 様式第2号 |
| ウ | 自ら応募する場合                  | 様式第3号 |
| エ | 同意書                       | 様式第4号 |

※ 様式第1号～第4号につきましては、土佐清水市農業委員会事務局の窓口に設置しています。また、土佐清水市ホームページからもダウンロードできます。

8 留意事項

農業委員と重複して推薦又は応募することができますが、農業委員と推進委員を兼ねることはできません。

9 受付期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金) (必着)

(持参される場合)

上記期間の午前8時30分～午後5時15分

(ただし土日祝・正午から午後1時までの間を除く)

※申込み状況によって、書類の提出期間は延長する場合があります。この場合 受付期間終了日以降に土佐清水市ホームページ等により公表します。

10 選考について

提出された書類をもとに農業委員会による審議を経た後、農業委員会が委嘱します。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先

土佐清水市農業委員会事務局

〒787-0392

土佐清水市天神町11番2号(土佐清水市役所2階)

TEL0880-82-1114(直通)